

**令和7年度デジタル人材育成研修（おかやまDXアカデミー）業務
公募要領
（技術提案実施公告）**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和7年5月21日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 業務内容

- (1) 業務名 令和7年度デジタル人材育成研修（おかやまDXアカデミー）
- (2) 業務の内容 別紙「令和7年度デジタル人材育成研修（おかやまDXアカデミー）業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで
- (4) 事業費 19,762,600円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）
なお、上記金額には、決済手数料を含まない。

2 目的

地域DXを推進し県民の利便性向上を図るためには、組織において中核となるデジタル人材を確保・育成することが必要であるが、デジタル人材は官民間わす全国的に不足しているのが現状である。こうした中、ICTツールを効果的に使いこなすことに加え、DXに関する施策の企画・立案に関わっていくことで自治体の各事業担当部局のDX推進をリードする人材を育成することを目的に、県及び市町村職員を対象とした人材育成研修「おかやまDXアカデミー」を開催する。

3 技術提案に参加できる者の資格

技術提案の公告日から委託候補者が選定される日までの間、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「役務提供の入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 役務提供の入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「8 情報・通信サービス」、小分類が「2 システム等開発・改良」又は「3 システム等管理運営」若しくは「9 その他」に登録があり、格付区分が「A」であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154条）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。

4 契約条項を示す場所

〒700-8570

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部デジタル推進課

電話：（086）226-7265 FAX：（086）235-9737

メールアドレス：digital@pref.okayama.lg.jp

ホームページ：<https://www.pref.okayama.jp/site/321/974261.html>

5 技術提案参加手続等

(1) 仕様書及び様式等の配布期間及び場所

仕様書及び様式等を次のとおり配布する。

ア 配布期間

本公告の日から令和7年6月17日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

イ 配布場所

上記4の場所に同じ。なお、岡山県総務部デジタル推進課ホームページからダウンロードすることもできる。

(2) 技術提案参加申込方法

技術提案に参加しようとする者（以下「技術提案参加者」という。）は、次のとおり参加申込みを行わなければならない。

ア 提出書類

令和7年度デジタル人材育成研修（おかやまDXアカデミー）業務参加申込書（様式第1号）（以下「参加申込書」という。）

イ 提出期限

令和7年5月29日（木）午後5時まで

ウ 提出場所

上記4の場所に同じ。

エ 提出方法

持参、郵送又は電子メール

(3) 技術提案参加資格要件の審査

参加申込書を提出した者について、上記3の事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、令和7年6月2日（月）までに結果を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

なお、不適合の通知を受け取った者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、4の場所に入札参加資格がないとされた理由の説明を求める文書（任意様

式)を提出することができる。

(4) 技術提案に当たっての質問の受付及び回答

ア 受付期限

令和7年6月10日(火)午後5時(必着)

イ 受付方法

令和7年度デジタル人材育成研修(おかやまDXアカデミー)業務質問書(様式第2号)により電子メールで送信すること。なお、件名は「令和7年度デジタル人材育成研修(おかやまDXアカデミー)業務に関する質問(社名)」とすること。電話又は口頭による質疑には応じない。

ウ 宛先

上記4の場所に同じ。

様式第2号を送信後は、必ず電話で宛先に届いていることを確認すること。

確認電話は、閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分までとすること。

エ 回答方法

本公告を掲載したウェブサイトには回答を掲載する。ただし、本技術提案に直接関係のないもの、セキュリティ上、明らかにすることが不適切なもの及び質問者に固有のもの並びにその他回答すること又は前記の回答掲載方法が不適切と認められる質問に対しては、回答を行わないか、又は回答方法を変更する場合がある。

6 技術提案手続等

(1) 技術提案書等の提出

技術提案参加者は、「令和7年度デジタル人材育成研修(おかやまDXアカデミー)業務提案書作成要領」(別紙1)により作成した書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限

令和7年6月17日(火)午後5時(必着)

イ 提出場所

上記4の場所に同じ

ウ 提出書類

提案書(正本1部(社名記載)、副本6部(社名なし))

カリキュラム比較表(別紙様式)(正本1部)

見積書(正本1部)

※見積書の作成にあたっては、別添「(参考)見積書」を見本とすること。

※見積書について、次の①及び②の記載があるものは、代表者の押印省略を可能とし、電子データ(PDFファイル)による提出が可能である。

①発行責任者の氏名及び連絡先

②担当者の氏名及び連絡先

エ 提出方法

持参又は郵送及びメール(電子データに限る)

※持参又は郵送の場合も、カリキュラム比較表は電子データを別途メールでも送付

すること。

(2) 技術提案書等の説明

技術提案参加者は、(1)により提出した書類について、次のとおり説明を行わなければならない。

ア 説明日

令和7年6月23日（月）午後（予定）

イ 説明時間

提案書説明の時間は、内容説明20分、質疑応答10分の計30分以内とする。

ウ 説明会場

WEB会議（Zoom）による。

エ その他

- ・説明時刻やURL等の詳細は、技術提案書等を提出した参加者に別途連絡する。
- ・出席者には講師予定者も含め、質疑応答に対応できるよう配慮すること。

7 委託候補者の選定及び契約の締結等

(1) 委託候補者の選定

評価基準（別紙2）に基づき、6(1)の技術提案書の内容を審査し、得点が最も高かった者を委託候補者に選定する。

なお、委託候補者に選定されたか否かについては、令和7年6月27日（金）までに通知する。

(2) 契約の締結

委託候補者の決定後、提出された技術提案書等を基本として当該事業者と岡山県と協議の上、詳細内容を決定し契約書により契約を締結する。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定による。

(4) 諸規程の順守

契約については、契約書に定める事項のほか、岡山県財務規則その他法令に定めるところによる。

8 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 技術提案に参加する資格のない者及び上記5の(2)のイの期限までに所定の参加申込書を提出しなかった者が提案したとき。
- (2) 提案書が、上記6(1)のアの提出期限を越えて提出されたとき。
- (3) 見積書が、上記1(4)の条件を満たさないとき。
- (4) 提案書に不足又は虚偽の内容があったとき。
- (5) 提案者が、上記3に定める技術提案に参加できる者の資格を喪失したとき。
- (6) その他、提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 その他

- (1) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問い合わせには応じない。
- (2) 提出された技術提案書等の追加及び修正は認めない。ただし、県からの問い合わせがあった場合には、この限りでない。
- (3) 提出する提案書は、技術提案参加者ごとに1案のみとする。
- (4) 提案書の作成に要する全ての費用は、参加者の負担とする。
- (5) 提出された書類は、委託候補者の選定を行うのに必要な範囲内において複写することがある。
- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 審査経過については公表しない。
- (8) 委託候補者決定後、内容について一部調整する場合がある。
- (9) 本件手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 委託候補者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書（様式第3号）を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。